



埼玉県報

第475号
令和5年(2023年)
12月19日
火曜日

目次

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 備前渠用水路土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 秦土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 秦第二土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 妻沼西南土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- さいたま都市計画都市再生特別地区の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道上里鬼石線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道上里鬼石線の占用を制限する区域の指定（本庄県土整備事務所）
- 県道武蔵丘陵森林公園広瀬線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道上尾久喜線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道上尾久喜線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 総A除)023水整第702号大久保浄水場高度浄水処理施設建設建設工事に関する入札公告（入札課）

○ 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告示

埼玉県告示第千四百六十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験種目

第七回自衛官候補生試験

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

四 募集期間

令和五年十二月二十六日（火）から令和六年一月十九日（金）まで

五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和六年一月二十八日（日）から同月二十九日（月）までの間の任意の一日

ロ 口述試験及び身体検査

令和六年二月三日（土）から同月四日（日）までの間の一日

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

八 採用予定時期

令和六年三月下旬から同年四月上旬のうち指定する日

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話〇四八―八三一―六〇四三）

（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）

（電子メール hqi-saitama@pco.mod.go.jp）

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二―六一五七）

告 示

埼玉県告示第千四百六十二号

熊谷市から熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百六十三号

日高市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百六十四号

飯能市から飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千四百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロヂャース新座店

埼玉県新座市野火止一丁目五百九十七番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 四千九百四十平方メートル

（変更後） 六千六百四十二平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 二二六台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 三五六台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 四三立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 六〇立方メートル

ハ 変更年月日

令和六年八月九日 外

ニ 届出年月日

令和五年十二月八日

二 縦覧期間

令和五年十二月十九日から令和六年四月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十二月十九日から令和六年四月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

そよら武蔵狭山

埼玉県狭山市入間川三丁目三千六百二十四番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）イオンスタイル武蔵狭山

埼玉県狭山市入間川三丁目三千六百二十四番一外

（変更後）そよら武蔵狭山

埼玉県狭山市入間川三丁目三千六百二十四番一外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 未定

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計七者

ハ 変更年月日

令和五年九月二十一日

ニ 届出年月日

令和五年十二月七日

二 縦覧期間

令和五年十二月十九日から令和六年四月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十二月十九日から令和六年四月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年十二月六日認可した。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

備前渠用水路土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県熊谷市

告示

埼玉県告示第千四百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年十二月六日認可した。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

秦土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県熊谷市

告示

埼玉県告示第千四百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年十二月六日認可した。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

秦第二土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県熊谷市

告 示

埼玉県告示第千四百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年十二月六日認可した。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

妻沼西南土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県熊谷市

告 示

埼玉県告示第千四百七十一号

測量計画機関であるときがわ町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

ときがわ町

二 作業種類

公共測量（国指定史跡小倉城跡航空レーザ測量）

三 作業地域

ときがわ町大字田黒地内

四 作業期間

令和五年九月二十五日から令和六年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千四百七十二号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量 デジタル航空写真（地上画素寸法十センチメートル）及び写真地図
（地図情報レベル千）

三 作業地域

八潮市全域

四 作業期間

令和五年十二月一日から令和六年三月二十二日まで

告示

埼玉県告示第千四百七十二号

測量計画機関である北本市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

北本市

二 作業種類

公共測量 デジタル空中写真撮影（撮影縮尺三万分の一、地上解像度十二センチメートル）

三 作業地域

北本市全域

四 作業期間

令和五年十二月二十八日から令和六年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千四百七十四号

測量計画機関である深谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

深谷市

二 作業種類

公共測量（カラーデジタル航空写真）

三 作業地域

深谷市全域

四 作業期間

令和五年十二月二十日から令和六年七月十九日まで

告 示

埼玉県告示第千四百七十五号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）

三 作業地域

白岡市全域

四 作業期間

令和五年十二月一日から令和六年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千四百七十六号

測量計画機関である鶴ヶ島市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鶴ヶ島市

二 作業種類

公共測量 デジタル航空写真（地上画素寸法十一センチメートル）

三 作業地域

鶴ヶ島市全域

四 作業期間

令和五年十二月一日から令和六年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千四百七十七号

測量計画機関である国土交通省北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省北首都国道事務所

二 作業種類

公共測量（T S等現地測量）

三 作業地域

久喜市大字北青柳地先から南埼玉郡宮代町大字国納地先、久喜市吉羽字諏訪地先から久喜市吉羽字下川原地先、白岡市野牛字南谷地先から白岡市野牛字北谷地先、白岡市高岩地内

四 作業期間

令和五年十一月十日から令和六年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千四百七十八号

測量計画機関である草加市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

草加市

二 作業種類

公共測量 数値撮影（デジタル）地上画素寸法十センチメートル

三 作業地域

草加市全域

四 作業期間

令和五年十一月二十二日から令和六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千四百七十九号

さいたま市からさいたま都市計画都市再生特別地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百八十号

さいたま市からさいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千四百八十一号

東松山市から東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

<p>路 線 名</p>	<p>上里鬼石線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>児玉郡神川町大字新宿字本郷三八番一 地先から同郡同町大字新宿字本郷一八 番一地先まで（ただし、関係図面に表示 する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年十二月十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和四年七月二十二日付け 埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第六号で告示した道 路予定区域の一部供用開始 である。延長一四三・六〇メ ートル</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年十二月十九日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 上里鬼石線

児玉郡神川町大字新宿字本郷三八番一地先から

同郡同町大字新宿字本郷一八番一地先まで

（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年十二月二十日

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

路線名	武蔵丘陵森林公園 広瀬線
供用開始の区間	熊谷市御正新田字北内手二九五番二地先から 同市樋春字宮前二四三番一地先まで
供用開始の期日	令和五年十二月十九日
備考	令和四年十一月一日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二六八・二四メートル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾久喜線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
地先まで 先から同市樋ノ口字表五七二番七 久喜市樋ノ口字天沼七九二番一 地先まで	地先まで 先から同市樋ノ口字表五七一 久喜市樋ノ口字天沼七九二番一 地先まで		区 間
一四・〇〇 一八・七八	七・四七 九・四八		敷地の幅員 (メートル)
六七・〇六	一一一・六九		延長 (メートル)
			備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

上尾久喜線	路線名
久喜市樋ノ口字天沼七九二番一地从先から同市樋ノ口字表五七二番七地先まで	供用開始の区間
令和五年十二月二十一日	供用開始の期日
令和五年十二月十九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 一二五・一四メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年十二月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤 圭 竹

一 許可番号

令和五年四月二十四日

指令川建セ第〇四〇二一〇号

二 検査済証番号

令和五年十二月十三日

川建セ第〇五〇一八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字北原六百七十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間市東町二丁目二番十三号メゾンイソノ一〇一

高野 祐磨

告 示

埼玉県公営企業告示第三十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年十二月十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

1 工事概要等

(1) 工事名

総A除) 023水整第702号大久保浄水場高度浄水処理施設建設工事

(2) 工事場所

埼玉県さいたま市桜区大字宿地内

(3) 工事期間

契約確定の日から令和11年3月30日(金)まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

大久保浄水場高度浄水処理施設の整備として、オゾン製造棟、オゾン接触池及び生物活性炭吸着池の築造を行うものである。

イ 工事内容

(ア) オゾン製造棟 地上2階、地下2階 建築面積3,440㎡

(イ) オゾン接触池 外径Φ6.3m×H40.9m 8池

(ウ) 生物活性炭吸着池 32池(16池×2系統、面積104.5㎡/池)

(6) その他

ア 本工事は、埼玉県企業局「週休2日制モデル工事(発注者指定型)」の試行対象工事である。

イ 本工事は、公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム(情報共有システム)を活用する工事である。

ウ 本工事は、「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事(発注者指定型)」の対象工事である。

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領(令和5年10月20日施行)に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドライン Ver.18(令和5年7月1日施行)、埼玉県企業局建設工事低入札価格調査制度実施要領(令和5年4月1日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。)及び総合評価方式に係る入札説明書による。

(1) 方式

技術提案型Aタイプ

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札手続の方法等

(1) 入札手続の方法

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（令和3年4月1日施行）に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の行う電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおり埼玉県ホームページに掲載する。

ア アドレス

<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

イ 掲載期間

令和5年12月19日（火）から令和6年3月6日（水）まで

(2) 入札参加者の変更が生じた場合

入札参加者の以下の事項の変更により、利用者登録している電子証明書の内容と異なる場合は、その電子証明書を使用しないこと。電子証明書の変更（再取得）が間に合わない場合は、「電子入札における紙入札の具体的方法」により、紙入札の手続きを行うこと。

なお、「電子入札における紙入札の具体的方法」は、埼玉県ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>）に掲載する。

ア 所属の会社本店住所

イ 所属の会社名

ウ 「埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿」の代表者又は代理人（契約者）の氏名（改姓及び改名の場合を含む。）

4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）の送付手続きについては、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(2)の期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に確認資料を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵便又は信書便）により提出すること。また、下記(3)の期間内にその他必要な資料を郵便又は信書便により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システム若しくは郵便若しくは信書便により提出された場合又は提出受付期間内に資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 郵便又は信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

令和5年12月20日（水）午前9時から令和6年1月31日（水）午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

令和5年12月20日（水）午前9時から令和6年2月2日（金）午後5時まで

(4) 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

6 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により、資格がない旨は電子メール及び電話により、令和6年2月7日（水）にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年2月19日（月）午後3時までに上記5(1)の提出先に郵便又は信書便により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム又は郵便若しくは信書便により提出すること。

なお、質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名及び個人名を記入しないこと。添付資料は、発注者が提供した様式を使用して作成すること。

(1) 郵便又は信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

(2) 質問受付期間

令和5年12月20日（水）午前9時から令和6年1月16日（火）午後3時まで（郵便又は信書便の場合は、同月15日（月）必着のこと。提出期限後に到着した場合には、回答しない。）

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年1月24日（水）午後4時までに電子入札システムに掲載する。電子入札システムに掲載された内容を閲覧できない者には、郵便又は信書便で回答するので、次の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

入札参加者は、質問の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な令和5・6年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）の代表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準7(2)「紙による入札書の提出」の承認を得たものは、この限りでない。

(2) 入札書の提出期間

令和6年3月1日（金）午前9時から同月5日（火）午後3時まで

(3) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵便により入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(2)の期間に必着とする。

(4) 開札日時

令和6年3月6日(水)午後1時30分

10 入札に参加できる者の形態

(1) 3社による特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)とする。

(2) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県企業局特定建設工事共同企業体取扱要綱(令和5年4月1日施行)(第7条第1項(1)及び(6)を除く。)によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

特定企業体における各構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による土木工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

特定企業体における各構成員は、令和3年度及び令和4年度に完成した埼玉県発注工事のうち、土木工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

土木工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,200点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員(以下「その他構成員」という。)は、その総合評定値が1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの(下記(7)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの)であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を令和5・6年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成20年4月1日から本件公告日までの間に、1回の契約で3万m³以上の鉄筋コンクリート打設を含む建設工事を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、次のとおりとする。

J V 構成員の施工量 = J V 施工量 × (構成員の出資割合 / 代表構成員の出資割合)

(JV実績の計算例)

L=1000mの道路改築工事を代表構成員（出資比率50%）、その他の構成員（出資比率A社30%、B社20%）で施工した場合

代表構成員の実績 $1000\text{m} \times 50/50 = 1000\text{m}$

その他構成員A社の実績 $1000\text{m} \times 30/50 = 600\text{m}$

その他構成員B社の実績 $1000\text{m} \times 20/50 = 400\text{m}$

また、その他構成員の施工実績は、契約の締結日にかかわらず平成20年4月1日から本件公告日までの間に、土木一式工事を元請として完成させた実績を有すること。

(5) 配置予定の技術者

ア 特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、水道施設、工業用水道施設又は下水道施設であって内部に水を貯えることができるコンクリート構造物の築造工事において、単年度工事で全期間、複数年度工事で1年以上にわたり現場代理人、担当技術者、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法第26条第1項又は第2項に規定する資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札価格調査制度実施要領第17条第2号の規定により、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札価格調査制度実施要領第17条第2号の規定により、現場代理人との兼務を認めない。

オ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札価格調査制度実施要領第17条第3号の規定により、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。

なお、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

- カ 追加技術者は、低入札価格調査制度実施要領第17条第4号の規定により、現場代理人との兼務は認めない。
- キ 専任の配置予定の技術者（追加技術者を含む。以下同じ。）は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(2)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。
- ク 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。
- ケ 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事し、又は従事する予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。
- コ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
- サ 本工事は、埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領の対象とする。
- シ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

(6) 現場代理人

- ア 本工事は、現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和についてにより、常駐を要する期間において常駐規定を緩和しない。
- イ 工事(現場における準備行為を含む。)に着手するまでの期間については現場での常駐を要しない。ただし、具体的期間は、契約締結後に発注者と受注者が協議して定める。
- ウ 低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約する工事は、「常駐を要しない期間」及び「常駐を要する期間」のいずれにおいても常駐規定を緩和しない。

(7) その他の参加資格

特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第120条の規定に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- エ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準（令和5年4月1日適用）により同族企業同士と判断される者が参加していないこと。
- オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。
- キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- ク 経常建設共同企業体でないこと。
- ケ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
- コ 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準（令和5年8月1日適用）に基づき、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者に該当し、入札を禁止される者でないこと。
- なお、本工事に係る設計業務等の受託者は、次のとおり。

商号又は名称 株式会社東京設計事務所 関東事務所

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号

12 低入札価格調査制度実施要領第4条の規定による調査基準価格

設定する。調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないものとし、低入札価格調査に係る事前申出により辞退を申し出たとき、低入札価格調査確認資料等に代わる申出書を提出したとき、低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、失格とする。また、低入札価格調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札価格調査制度実施要領第5条第1項の規定による失格基準価格

設定する。失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。

14 低入札価格調査制度実施要領第6条第1項の規定による数値的判断基準

設定する。数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札者とししない。

15 低入札価格調査制度実施要領第6条の2第1項の規定による工事成績判断基準
設定しない。

16 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第123条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒338-0815 埼玉県さいたま市桜区大字五関387番地2

埼玉県水道整備事務所総務用地担当 電話048-858-7890（直通）

メールアドレス p534755@pref.saitama.lg.jp

イ 依頼書提出期間

令和5年12月20日（水）午前9時から令和6年2月5日（月）午後5時まで
で

ウ 納付期限

令和6年3月5日（火）正午まで

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

メールアドレス a2720-04@pref.saitama.lg.jp

イ 提出期限

令和6年3月5日（火）午後3時まで

(4) 次のとおり上記(1)と同価値以上の有価証券等を担保として持参(下記ア(ウ)にあっては、郵便又は信書便)により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記ア(ウ)にあっては、保証金額)と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ指定する方法により提出すること。

ウ 提出期限

令和6年3月5日（火）午後3時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵便又は信書便によ

り上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イに示す期限までに提出した者

(6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和6年5月31日（金）までの期間を含むこと。なお、発注者の住所及び氏名を記載する必要がある場合は、以下のとおりとすること。

ア 住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

イ 氏名：埼玉県公営企業管理者 北島 通次

(7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

17 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定により、契約金額の10分の3以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ウにあつては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県公営企業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履

行しないときは、契約保証金は、還付しない。

18 支払条件

(1) 前金払

する。その額は、会計年度ごとに各会計年度の支払限度額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合のその額は、会計年度ごとに各会計年度の支払限度額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。）。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

(4) 各会計年度の支払限度額

令和5年度 無し

令和6年度 契約金額の概ね10%

令和7年度 契約金額の概ね20%

令和8年度 契約金額の概ね30%

令和9年度 契約金額の概ね30%

令和10年度 契約金額の概ね10%

表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。

19 現場説明会

開催しない。

20 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）及び低入札価格調査に係る事前申出書（同一ファイルでシートが分かれている様式）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書とともに提出すること。

イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム（電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵便又は電話等）により案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。

エ 再度入札は、開札日と同日に執行する場合がある。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 評価値が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札又は上記5のその他必要な資料の提出後から落札決定までの間に入札に参加する資格を有しなくなった者がした入札
 - イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
 - ウ 上記16(4)により入札保証金の納付に代えて提出した有価証券等の債権金額が所定の率による額に達しない者がした入札
 - エ 上記16(5)により入札保証金の納付の免除を受けるために提出した入札保証保険証券に記載された保険金額が所定の率による額に達しない者がした入札又は契約保証予約証書に記載された契約希望金額若しくは保証限度額が所定の率による額に達しない者がした入札
 - オ 電子証明書を不正に使用した者がした入札
 - カ 電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - キ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ク 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札
 - ケ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - コ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
 - サ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札
 - シ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - (ア) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
 - (イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - (ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - (エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
 - (オ) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの
 - ス その他この公告に示す事項に反した者がした入札
- (9) その他の注意事項
- ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することができない。
 - イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

21 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（令和5年10月20日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料その他必要な資料は、返却しない。

(7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

22 問合せ先

(1) この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

メールアドレス a2720-04@pref.saitama.lg.jp

(2) 総合評価方式に係る入札説明書に関する問い合わせ先

〒338-0815 埼玉県さいたま市桜区大字五関387番地2

埼玉県水道整備事務所浄水場施設担当 電話048-858-7890（直通）

メールアドレス p534755@pref.saitama.lg.jp

23 Summary

(1) Nature of Services Required

Construction of Advanced Water Treatment Facility at the Okubo Filtration Plant

(2) Period for Submission of Application and Documents

From 9:00am Wednesday, December 20, 2023 until 5:00pm Wednesday, January 31, 2024

(3) Period for Submission of Additional Supporting Documents

From 9:00am Wednesday, December 20, 2023 until 5:00pm Friday, February 2, 2024

(4) Period for Submission of Bids by Electronic Bidding System or

Registered Mail

From 9:00am Friday, March 1, 2024 until 3:00pm Tuesday, March 5, 2024

(5) Date and Time of Bid Opening

1:30pm Wednesday, March 6, 2024

(6) Contact Information

Large-scale Construction Group

Bidding Services Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Phone: 048-830-2743

告 示

埼玉県選挙管告示第七十七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和五年十二月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和五年十二月二十日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他